

令和6年度富山県会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー）募集要項

富山県教育委員会

富山県教育委員会では、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことができる方を「富山県スクールソーシャルワーカー」として募集します。

1 業務内容

派遣校で、次に掲げる業務を行います。

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 中学校区の学校間の支援体制の構築、連携・調整

[支援の対象となる児童生徒が抱える問題の例]

- ①不登校 ②いじめ、暴力行為、非行等の問題行動 ③友人・教職員等との関係の問題
- ④児童虐待 ⑤貧困の問題 ⑥ヤングケアラー ⑦家庭環境の問題
- ⑧心身の健康・保健に関する問題 ⑨発達障害等に関する問題 ⑩性的マイノリティ
- ⑪その他

2 募集人員

若干名

3 応募資格

令和6年4月現在、次のいずれかに該当する方とします。

- (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者
- (2) 福祉や教育等の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績がある者

なお、次のいずれかに該当する方は、応募できません。

- ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 富山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考方法・結果

(1) 選考方法

経歴及び人物について、提出書類の内容及び面接により選考します。

なお、面接日時については、担当から電話で連絡します。

(2) 結果

応募された方に2月下旬に郵送にて通知します。電話での合否照会には応じません。

5 勤務条件

(1) 報酬等

・「3応募資格(1)」に該当する者の報酬は、勤務1時間につき3,000円とします。

・「3応募資格(2)」に該当する者の報償は、勤務1時間につき1,500円とします。

・交通費は、費用弁償として県の旅費規程に基づき支給します。

・期末手当は、支給要件を満たす場合に支給します。

・地域手当は、本務校が富山市である場合に支給します。

(2) 派遣及び派遣形態

会計年度任用職員として任用し、市町村教育委員会、中学校区、義務教育学校、県立学校の拠点校等に派遣します。

ア 中学校区 1 中学校及び校区の小学校に派遣します。

※中核市として単独で事業実施している富山市の中学校区は除く。

イ 義務教育学校 義務教育学校に派遣します。

ウ 県立学校 拠点校及び要請のあった周辺校の支援に当たります。

(3) 任用期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) その他

ア 労災保険に加入します。

イ 勤務曜日及び勤務時間の割振りについては相談の上、決定します。

6 応募方法

(1) 応募書類の入手方法

県公式ウェブサイトから「応募用紙」をダウンロードし、入手してください。

(2) 提出必要書類（応募の際に提出した書類は返却しません）

ア 応募用紙「富山県スクールソーシャルワーカー（SSW）応募用紙【会計年度任用職員】」

イ 社会福祉士又は精神福祉士等の福祉に関する資格を証するものの写し

※「3応募資格の(1)」に該当する方のみ。

(3) 応募書類の提出先及び受付期間

富山県スクールソーシャルワーカーに初めて応募される方やご質問のある方は、業務内容等の説明を行いますので、書類提出前に「(4) 問い合わせ先」にご連絡ください。

ア 提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県教育委員会小中学校課児童生徒育成係

※「スクールソーシャルワーカー応募書類在中」と朱書きしてください。

イ 受付期間

・郵送の場合 令和6年1月25日(木) 必着

※簡易書留によらない場合の事故については責任を負いません。

・持参の場合 令和6年1月25日(木) 16:00までに、県庁南別館3階富山県教育委員会小中学校課児童生徒育成係に届けてください。

※受付時間は、原則午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(4) 問い合わせ先

富山県教育委員会 小中学校課 児童生徒育成係 (076-444-3452)

7 留意事項

- (1) 当該会計年度任用職員の募集は、令和6年度当初予算成立を前提に行っています。今後の予算等によっては、勤務条件が変更される場合や、採用が取り消される場合があります。
- (2) 本事業は、文部科学省の補助事業として実施していることから、国からの予算措置によっては、採用人員数、勤務時間等に変更がある場合があります。
- (3) 地方公務員法第22条の2の規定に基づく会計年度任用職員として任用されるため、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (4) 採用に当たっては必要書類(健康診断書等)を提出していただきます。(合格者宛に別途通知します。)
- (5) 会計年度任用職員への採用は、富山県職員(任期の定めのない職員)への採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。